

## 在宅患者訪問点滴注射管理指導料について

骨子【重点課題 1－3－(6)】

### 第 1 基本的な考え方

介護保険の訪問看護を受けている患者に対し点滴注射が必要になった場合に、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定できるようにする。

### 第 2 具体的な内容

現 行	改定案
<p>【在宅患者訪問点滴注射管理指導料】（1週につき）</p> <p style="text-align: right;">60点</p> <p>[算定要件]</p> <p>健康保険法に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護を受けている患者であって、週3日以上の点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対して必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。</p>	<p>【在宅患者訪問点滴注射管理指導料】（1週につき）</p> <p style="text-align: right;">60点</p> <p>[算定要件]</p> <p>健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は<u>介護保険法に規定する訪問看護を提供する事業者</u>から訪問看護を受けている患者であって、週3日以上の点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。</p>